

法務委員会議録 第二十七号

昭和三十三年四月十七日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 町村 金五君

理事高橋 一君 理事林 博君

理事福井 盛太郎君 理事三田村武夫君

理事横井 太郎君 理事青野 武一君

大藪 健君 小島 徹三君

小林 鈺君 徳安 實藏君

長井 源君 横川 重次君

猪俣 浩三君 佐竹 晴記君

出席政府委員

法務政務次官 横川 信夫君

検事 平賀 健太君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局長) 関根 小郷君

判事(最高裁判所事務総局長) 海部 安昌君

判事(最高裁判所事務総局長) 石田謙一郎君

判事(最高裁判所事務総局長) 田大学教授

判事(最高裁判所事務総局長) 大野 實雄君

判事(最高裁判所事務総局長) 原 安三郎君

判事(最高裁判所事務総局長) 日高 輝君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

判事(最高裁判所事務総局長) 小本 貞一君

○町村委員長 これより会議を開きます。

企業担保法案を議題といたします。

本日は、前会の決定によりまして、参考人として、石田弁工業株式会社、石田謙一郎君、早稲田大学教授大野実雄君、日本化学社長原安三郎君、日本興業銀行常務取締役日高輝君、以上四名の方々に御出席を願っております。

この際本日御出席の参考人各位に一言申し上げます。御承知の通り、目下当委員会におきましては企業担保法案を審議中でございますが、今回参考人各位の御出席を願いましたのは、本法案に対する各位の貴重な御意見を承ねることによりまして本委員会の審議に資せんとするものでございまして、委員会といたしましては多大の参考になることを期待いたしておる次第でございます。各位におかれましては忌憚のない御意見を御開陳下さいますようお願いいたします。本日は御多用のところ貴重な時間をおさ下さいます。まことにありがとうございます。あつく御礼申し上げます。

なお、議事の順序を申し上げますと、初めに参考人各位より順次御意見を御開陳願うこととし、それが終わりましたから委員各位の御質疑に入ることにいたします。なお、参考人各位の御意見の御開陳の時間は、議事の都合上、一人十五分程度をお願いいたします。

それではこれより参考人各位より順

次御意見を御開陳していただくようにお願いいたします。石田参考人。

○石田参考人 私の方は中小企業の立場からこの企業担保法の問題を考へておるのでありますが、実は今の財団の抵当制度というものは非常に複雑であるというふうなわれわれ自体もすでに考へておるのであります。そして、担保の目的とするためには、非常に複雑な手続と、それに伴ういろいろな費用がたくさん要するというので、中小企業の立場でも非常に困つておるのであります。しかも、これらの財団の低当制度というものは、それを利用するところの企業というものの種類が相当限定されている、それから財団を作り上げるところの物件の範囲がやはり同様に制限されている、こんなふうないろいろな欠点があるというので、われわれ自体も実は困つておつたわけでありました。

しかし、今回はからずとも企業担保法というものができた。これはイギリスの制度だそうでありまして、そういうものを取り入れたところの新しい制度ができた。これは、私どもが考へても、経済というものの自然的な動きから要求されたものであり、けつこうなことだというふうな考へておるのであります。

ただ、しかし、これが利用される場合に、果してしからばわれわれ中小企業の立場ではどうかということになりまして、こういうふうな制度はけつこうではあるのですが、今の制

度ではちよつと中小企業にまで是非常にむづかしいのではないかと。やはりこれは、ある限定されたもの、この法案に盛り込まれておるところの社債を対象とする大企業と申しますか、公認会計士を使つておるところというのでありますから、当然大企業になります。これが当然これは妥当じゃないかというふうな考へておるわけでありまして、そして、なぜそれでは中小企業の立場からはまだ無理じゃないかという点であります。御承知のように、本来銀行に資金がたくさんあり、銀行が中小企業に対して十分な資金を提供することができれば、中小企業に対してこの制度はやがて利用できると思つておられますが、議員の皆さんが御承知のように、現状の銀行その他の機関というものは、中小企業、特に規模企業に対する資金というものはなかなか十分な貸し出しをいたしておりません。中小企業対象の資金というものが、中小企業金融公庫でさえも、平均最高では一千万円、そして特別な場合に三千万円というふうな限定されておる例を見ましても、資金を相当必要とする規模企業に対しての資金の貸し出しというものが、各銀行からの貸し出しで十分まかなえる時代にはまだなつておらないのであります。そして、その場合に、やはり中小企業は、たくさんの銀行から少しずつ金を借りるとか、あるいはまたそれ以外の町の金融、あるいは高利の特殊な金融に依

存する場合がございます。そして、中小企業のいろいろな悲劇のもとには、銀行その他でなく、むしろ高利金融その他による場合の悲劇が多いのであります。この企業担保法がもしそのような形の場合に実行されますれば、今度の企業担保法に盛り込まれたように、企業をあるがままの姿、動いておる企業の姿のまま担保にするということになりますと、そういうふうな公正ならざる貸主から見ますと、非常に興味もあると同時に、機会を利用して乗っ取りその他の被害が出る危険が非常に多いわけでありまして、こんな点から考へますと、将来資金が潤沢になり、かつて戦前にありましたように一つの銀行でその企業に十分まかない得る時代が来ますならば、やはりこの企業担保法の精神を生かした、しかしもう少し簡易なものが中小企業にも必要じゃないかと思つておられます。しかしながら、現状ではちよつとむづかしいのではないかと。それで、法案の通りの、社債を担保とし、そして公認会計士を使つております大企業に対してするといふ今の制度がやはり妥当だ、私どもはこういう考へて今日までこの法案がいろいろ議論されておりますときにお願いをしてきたのであります。幸いにそのようになったことについては、われわれ中小企業としても大へんけつこうだというふうな考へておられます。ただし、今後においては、今私が申し上げましたように、当然中小企業にも将来の金融の潤沢な動きが見られ、

本日

の会議に付した案件

企業担保法案(内閣提出第七〇号)

(参議院送付)

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八一号)

そして一つの銀行でしかも正しい金利で中小企業の資金が十分まかなえるような時期が来るならば、この法案の精神を骨子としたところの、これにのつとつた中小企業向けの企業担保制度が持たれるか、あるいはこの制度がもう少しゆるくなり、どちらかの形になってほしいというふうには考えておるのでありまして、これは、日本の経済事情がよく変つていくに従つて、それに伴つてやつてほしい、このように考えておるわけでありませう。

私も、このような見地から、今回の法案に対しては、法案が規定する社債その他というふうなものを対象とし、その企業の規模においても相当大きいということについて、われわれ中小企業の意見をいれていただいたことについてお礼を申し上げるわけでありませう。そして、この法案の成立については賛成をいたすものであります。

以上、簡単にございますが、私も中小企業の立場から本法案に対して意見を申し述べた次第であります。

○町村委員長 原安三郎君。

○原参考人 この法案は、従来財団を担保として金を借りておりましたものを、会社の総財産に対してこれを振りかえとして金を出す、借りる、こういう状態でございます。元来、この制度は、明治三十八年に日本の財団組織に関する財団抵当法ができましたときに、同じく財団担保付社債の抵当信託法というものができました。同じような法律が並行してできましたときに、この財団がもっと拡張して、今のようになら財団組織でなく、今度の法律に盛り込まれてあります企業の金財産を担保にする、総財産を担保にするという

ような制度に進んでもよかつたかもしれなかつたのですが、当時の法制の考え方が、大體大陸的といひますか、ドイツを中心とした一連の法制のもとに動いておりましたので、それから約五十年、財団担保付による社債の発行または借入金が行われておるようなわけでありませう。

これは皆さん御承知のように、英國では、総財産を担保とするというのでございますから、運行されておる財産の現状においてその企業の財産を担保にするというところでございませうので、これを浮動担保、こういうふうな言葉を使って、フローティング・チャージというところで処理されておりました。それは長い間英國では使われておるものではございませうが、これは企業にとつて非常にやりにくい。借金もしいし、また、金をお貸しになる方も、考え方としては、また実行面においても、非常にやりよくなるのではないかと、こう私は考えております。

ことに、違つております点は、従来財団組織ということに非常に手数がかかりますし、費用がかかりますし、時間もかかりますし、そのために各企業は絶えず一人か二人の係員を置く、また入れかえの問題のときにも一々こまかい登記——建物で言えば登記をして、そのあとで建築の保存登記をして抵当権の設定をする、変化のあることに差しかえをやるのに非常に不便なことがあります。費用と時間と能力の上において損がありますが、これが一つのこの制度による救済で、その点においては非常に簡素化されるわけ

なんです。もう一つ、これは御存じの通り、最近の企業が非常に複雑化して参りました。大企業といわず小企業といわず、科学の進歩その他のいろいろの変化のために、めまぐるしい財産上の変化が製造設備その他に起つて参ります。これが大へん取扱ひ上もむずかしいことに相なつておりますが、それを会社総財産といひますと簡単に参ります。と、もう一つは、従来は不動産、機械などという一連の登記をすることによつて決定して参りますものだけが目的には入れられておりましたけれども、その他、得意先とか、企業者の分別とかあるいは努力とか力というものがこの企業担保法では一応見られる、こういうことで、その点では非常に広く相なります。すなわち、仕事の簡素化、経費の節減のほかに、従来は固定資産または不動産、機械などを中心にしておりました財団よりも、もっと広い意味の担保がここにあるわけでありませう。債権者側もその点では非常に安心であり、有利でないかと考えております。

これは私がこの企業担保法を見まして感じたところでございますが、これは実は私関係しまして——関係というのは、いろいろお世話をやっております関係から数年前からこの問題に携わつておりましたが、財界関係あるいは産業関係では一日も早くこの法律のできることを希望しておりました。しかしながら、これにつきまして、金融業者の関係では、非常に広い意味であり、また、その財産の保持などについて、その当時の——数年前の話であります、その当時の考え方は、一体企業家がちゃんとこれをうまく守つて

担保の目的を達成するようにしてくれらるかどうか、途中でこれを抜き売りするとか、あるいはまたその営業権の一部を勝手に譲渡するとか、債権者に非常に不安を与えるような行為があつては困る、であればやはり財団のように縛つておく方がいいという考え方で、これは、言つてみれば、日本人のその当時における経済常識と申しますか、経済道徳と申しますか、経営道徳という点についてまだ欠けるところがあるのじゃないか、こういうところが、戦後のこんとん時代で、経済界にも、またその他の社会にも精神的に整つていない時代でありましたから、議論がございませう。もう一つは、この制度は英國などでは相当長く行われておりますが、日本では何となく新しい制度のように感じられたので、一応お互いに研究し合おうじゃないか、こういう話で、企業者側は企業者側で、また、金融業者側は、それぞれの機関を通じ、または別にこの問題に対して人をおやりいただいて、そして数年間の検討を経たものでございます。でございますから、この法律制定についての民間の意見が起りました数年前の当初は、金融業者側にはこの法律の制定に何となく不安を感じておつた。また、もう一つは、すでにある担保付の制度というものがどうなるか、こういうことに対しては御不安を持っておられたようでありました。しかし、この場合に、これは別段に従来の担保付貸付に對するものにかわるものではないわけでもありませんが、この法律制定の当初一応広い意味の法文をもつて規制して、あるいはきめておいていた

だけば、実行に伴つて筋を通し、そしてその間に慣行なり習慣なりもでき、また企業家に対する一部の不安のあつた金融業者もよくわかる、こういうふうな考えますが、この制定についてはいざいざ金融業者とお話合ひをいたしましたわけではございませう。それは、今日に至つてはざいざいざい検討を経ました上、海外の実際の情勢、及び、日本では数年前では実行尚早ということでありましたが、現在尚早でなくなつて、実行期に入つた、しかし、新しい制度でございませうから、追つて実行の面において現われてくるいろいろな欠陥を補正し合おうということでもよくございませう。いよいよ今度御審議にかかつておるわけでありませう。これは特に数年前から、あるいはさかのぼればもっと前からございませうが、問題になつておつたのは、今申し上げました企業の複雑化した問題で、また先を早くきめるといふ問題で、企業家関係ではこの法律の制定を先に首を長くして数年間待つておりましたわけでありませう。今度は幸いに皆さんの御熱心なる御討論を経ておりますことを大へん喜んでおるわけでありませうが、一日も早くこれを法制化しまして、実行によつて、また修正すべきことが起れば、実際面からかえていくということによつてやつていきたい、かよう考えておるわけでありませう。

法制上のこまかい問題につきまして、私、法律関係の者ではございませうが、従来この法律に對しての財界の要望並びに金融業者との間で、いろいろ金融業者の御心配の点を説明いたしましたことなどについてのいきさつも

加えて、この法律をせひ一日も早く実行に移していただくことを希望いたしますのであります。参考人が希望を申し上げることはなにもありませんが、この法律を早く日本で行うことが、産業界またはこれから起ってくる複雑な経済界の発行面において非常に役立つのであらうと考へておるのであります。

○町村委員長 日高輝君

○日高参考人 御指名をいただきまして日高でございます。私は、企業の立場と金融機関の立場をひくくするにいたしまして、この二つの間に成立するであらう信用取引が円滑に行われるための担保制度として、本企業担保法がいかに考へられるかというような角度から私見を述べさせていただきます。

ただいま石田、原参考人からお話でございます。在来といひますか、既存の財団担保に付随しておりまするいりるな欠陥が本担保制度によつて除かれるというやうな意味合から、また、本担保には、現在の担保制度が今日の経済界の事情にもはやそぐわなくなつてきておられるもありません。根本的に検討せられねばならない時期に來ておるといふやうな意味から、財団担保の欠陥を補完するといふ意味でこの企業担保制度が御審議いただけますことは、きわめて意義の深いことと存じておるわけでありませう。

人のお話にありましたように、浮動の状態であるといふことから、企業の所及力がないといふ点であります。また、第二は、企業の所有財産につきましても、質権、抵当権その他の権利の對象となつたものに対しては、これに劣後するといふ点がございませう。

さらには、第三には、重要財産が脱落するのを防ぐためにその処分制限をはかるといふたやうな措置が、本法案におきましては講ぜられておらないといふやうなことから、實質的には担保力の意味の担保といふことではなくて、申せば担保提供の予約のやうなものである、あるいは無担保に近いものやうに觀念せられるといふやうに思われるわけでありませう。ただいまもお話でございます。

また、危険を分散するといふたやうな目的のためにも、大きな資金需要に對しては協同融資のやうな形をとるのが通例でございます。従ひまして、金融機関の数は通常一企業が数行ないし十数行の取引關係を持つておるといふやうなことから、担保關係が著しく錯綜して参るという事情にございませう。すなわち、会社の定款などで嚴格な借り入れ限度をきめておる、また、借り入れ限度をこえての借り入れは無効である、また、そのために提供せられた担保自体も無効であるといふやうなことになつておるのに対して、日本におきましては、御承知の通り、さやうな制限がないわけにございませう。

また、その運用の状況を見てみましても、その大半が特定担保と企業担保とを併用しております。しかも、そのほとんどが、ほかに担保を担保しないといふ契約、いわゆる担保制限約款なるものを付けております。また、時として、關係会社の保証をとる、このやうなことはわが国でも行われておりますが、とにもかくにも、いろいろな手段を重ね合せ、かつ結びつけまして、企業担保の妙味を發揮している状況でございます。従ひまして、単に浮動担保だけを引用しているといふことは今日ではむしろ例外と申してもいいやうな状況のやうに承知をいたしていただければ幸いです。このやうに、経済界の実態自体が英國とわが国とは相違があるわけにございませう。

その安定性におきましても、また企業の地位におきましても、一般的には遺憾ながら英國の方が幾らか上位にあるのではないかとはいふやうに思つておるわけにございませう。

また、それにもかかわらず、本企業担保法案は、ただいま申し上げました英國の浮動担保をいわばより一段純化をし、しかもその効力を弱めた形になつておる。企業担保と従来の財団担保との間には相當な隔たりがあるわけにございませう。この隔たりを隔たりとして認識せられておればよろしいのでございませう。これが認識せられておらないやうな心配を私どもは感ずるわけにございませう。

繰り返して申し上げますならば、企業担保の内容は企業の総財産をひくくするにいたしまして担保とするといふことから、名目的にはとかく担保力の堅確なかつ強大なものであるやうに思われやすいのでございませう。同時に、ただいま申し上げましたやうに、この実行につきましても多分の疑問が持たれ、また弱い担保力であるといふやうにも觀念できるわけにございませう。

この二つの担保の間には相當な隔たりがあるわけにございませう。誤解をされますと、そこらいろいろは感ずるわけにございませう。従ひまして、このやうな弊害を招き来いたしませんやうに考へて参りますために、本企業担保法の実施に際しまして、現在のわが国の社会経済的基礎ないしは法律的基礎にのつとりまして、信用取引の疎通をよりはかり、かつその混乱を避けるといふ意味から、その対象を當然のことながら高度の信用のある企業に限定をし、また、本法案にもございませう。

以上、その対象を原則として社債に限定するといふ趣旨につきましても、は、まことに當を得たことであらうといひます。

いふやうに考へるわけにございませう。營業を變えて申しますならば、わが国でも高度の信用のあります企業があるわけにございませう。これらの企業に對しては、一律一体に在来の財団担保を強制するといふことは、酷に過ぎると申します。重きに失するおそれがあるやうなもので、その限りにおきまして、本企業担保の制定はまことにけつこうなことであります。また、實際このやうな高度の信用のあります企業につきましても、本担保の制度が財団担保にはるか

にまさるといふことも事實であらうと存するわけにございませう。ただ、社債につきましても、御案内のやうに、不特定多数の社債権者がございませう。これらの社債権者を保護いたしまする見地から、受託会社といたしましては、当然のことながら、担保その他につきましても、社債権者を優先すると申します。社債権者を優先しないと申します。社債権者がございませう。従ひまして、企業担保付社債を發行いたしました企業につきましても、金融機関が融資その他の取引をいたします際には、實際上は担保をいただくことができなくなるわけにございませう。

と申しますことは、裏を返して申せば、實際には無担保貸付ができる程度に信用度の高い企業で初めて企業担保付社債が發行できる、こゝういふことに相なるかと思つたわけにございませう。このやうな見地から、この運用につきましてもはきわめて慎重な配慮を必要とするやうに存するわけにございませう。

金融債を除きまして、三千四百六十九億余りでございます。その内訳は、担保付社債が千八百十六億余り、残りの千六百五十三億がいわゆる従来のゼネラル・モーゲージ付社債であります。そのうち、電力社債が千二百六十九億、約千二百七十億でございます。残りの三百八十三億と申しますものが、電力債を除きましたその他のゼネラル・モーゲージ付の社債でございます。この発行残高は長期資金全体のおよそ二割ないし二割五分を占めておるかと思つてございまして、社債が長期資金調達の上におきます役割が相当なウェイトを持つておるといふことは、ただいま申しましたことからもおわかりいただけるかと思つた次第でございます。なお、担保付社債のうちその九五〇程度のものがいわゆる財団担保でございます。詳しく申し上げますと、工場財団、工業財団、鉄道財団、企業財団、漁業財団、道路交通事業財団、これらの財団を組成いたしました担保といたしたものであります。船舶並びに不動産を担保といたしたものが約五〇程度でございますわけでありませぬ。なお、担保付社債信託法の定めるところによりまして、社債の担保の種類といたしましては、ただいま申し上げましたもののほかに、株式質が制定されておりますが、これは、株式の持つております本質から、その担保価格に変動が多いといったようなこと、ないしは担保としてはほかの財団に比べて弱いといったような意味からでございます。現在、おのころ株式質の社債は現存いたしております。ただ、今申し上げましたような観点から、この株式質を物上担保とする社債につきましては、発行に際しまして主務大臣の認可を必要とするように規定されておるわけでありませぬ。

概略私どもの考え方を申し上げ、かつ社債につきましての現在の状況を申し上げましたが、お二方の参考人の方と同じように、私も本法案が御審議をいただきまして成立いたしますことを望んでおられます。これを付言いたしまして、私のお話を終りたいと思つております。

○町村委員長 大野参考人。
○大野参考人 企業担保法案につきましては、この法案の趣旨に賛成をいたします。その理由を申し上げますが、この法案の試案が昭和二十九年にできました当時、早稲田大学にて民事局長村上山さんから意見の照会がありました。その当時私も学内で数人寄りましてこの試案について検討をいたしましたわけでございます。そしてその結論を法務省民事局長あてに提出してございまして、その当時の回答と、ただいま拝見いたしました担保法案、これとを比較対照いたしました。少し意見を申し上げたいと思つております。

試案の第一条を見ますと、そこには企業を一体として担保の目的に供する、こういう文句が出ておつたわけでありませぬ。試案でございませぬからお手元の資料と違つておると思つて、試案の第一条には、株式会社による企業を一体として担保の目的とするに云々といふ文句がございましたが、企業を一体としてという言葉は、企業という言葉が実質上学的にいろいろな複雑な意味を持つておられて、完全に説明がつかない、きわめて懐疑的なことで

ございましたから、はっきりと企業財産、こういうふうに出していただきたいというように注文を出したわけでありませぬ。ところが、法案の第一条を拝見いたしますと、「株式会社以外の法人」といふふうな、英法のオール・プロパティといふ言葉をそのまま使つておられますので、第一条については私どもの意見はそのまま法案に採用していただきたい、こう考へておられます。それから、試案の中にはございませぬが、企業担保権を設定するといふことは、社債の発行であり、場合によつては企業の貸借とか経営の委任とかいふ行為にも匹敵するやうな、あるいは営業の譲渡といふやうなものに匹敵する重要な行為でありますので、取締役会の権限にするのか、あるいは株主総会あるいは総会の特別決議を要するのかが、この法案自体では不明確でございますので、どちらでも、私どもの考へとしては取締役会の権限となつて一向差しつかえないと思つて、明白にしたいと思つて、商法の二百九十六条に、社債発行についてさへ取締役会の権限に属するといふことがうたつてございませぬので、いわんや、企業担保権の設定といふやうな行為については、この法案なり、あるいは商法なり、いずれかの法律に持つていって、はっきりと取締役会の権限に属するのだといふことをうたつていただきたかつたというのが第一でございます。

第三には、試案の第十一条の関係でございますが、試案の第十一条の第二項、三項等に、会社が合併をした場合に、企業担保権者が別段の定めをしないときは、企業担保権を同順位にするといふ規定があつたわけでございます。そのときに、単なる別段の規定ではなくて、これは企業担保権者が何者かある場合でございますから、同意とか、定めではなくて協定といふ言葉を使つていただきたいといふことを申し上げたのです。ところが、法案の第八条の第二項に、順位に関する企業担保権者間の協定がなければ、合併をすることができない、協定という言葉を使つていただきましたので、この点も私どもが願ひしたことが採用になつて、うれしく思つておるわけでございます。

なお、早稲田大学としましては、試案の第十二条に譲渡については云々といふ規定があつて、それについて若干疑問を持つて意見を出したのでございませぬが、この点は法案からは削除になつておるようでございます。第六条に關係してくるのだと思つて、法案に現われていないので、特約をつけるというやうな問題で解決し得るんじゃないかと私ども考へておりましたので、この点につきましては別に異論は持つておりませぬ。

それから、第五点としまして、試案の第四十八条に強制管理の場合の利益配当に關する規定があつたわけでございますが、強制管理という方法は避けられておられますので、私どもが願ひした点もそれで解消しているかと存じます。

法案につきましては、長い間審議をなさつて練られたりつばな法案でありますので、別にとやかく申し上げることはございませぬが、ただ、この企業担保制度全体について若干私見を述べさせていただきますと、もう少し

積極的な意味を持たしてもいいんじゃないか。御承知のように、浮動担保といふものは非常にあやふやな弱い担保でございますが、第一条に「物権とする」とありますけれども、本来の物権と違つて、排他性とか優先性とか、あるいはその他の点で固有の物権とはかなり違った弱い物権になつておるわけなのでございませぬが、そういうものを併用して大企業について金融の道をもつと迅速に平易にしていくといふことは、日本の経済界にとつて非常に意義のあることだと存するのであります。このことは、日本はやはり中小企業に對しては、いざいざ取り上げて立案していただきたい。イギリス的な大企業のための浮動担保の制度もございませぬが、たとえばフランスの担保制度を見ますと、非常に中小企業を對象とした營業財産法といふものが發展しておるのでございまして、あわせて日本の中中小の産業のためにこうした進歩的な立法をせひやつていただきたいといふやうな感じを持つておるわけでございます。

簡単にございませぬが、私の意見はこれで終ります。

○町村委員長 これにて参考人の意見の陳述は終了しました。

この際緊急の案件もございませぬので、それを済ませますので、恐縮でございます。参考人各位には暫時お待ち下さるようお願いいたします。

○町村委員長 それでは、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。

別に御質疑もないやうでありますか

ら、本案についての質疑はこれにて終局することといたします。
本案に対して自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる修正案が提出されております。この際その趣旨説明を求めます。高橋順一君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案

法律案の一部を次のように修正する。附則中「昭和三十三年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する」に改める。

○高橋委員 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案に対する修正案は、お手元に配布してある印刷物の内容の通りであります。この修正案を提出いたしました理由について簡単に御説明申し上げます。政府原案の附則には、この法律は本年四月一日から施行するとなっております。ところが、すでに今日に至りましたので、これを四月一日に遡及して適用する必要があるとあります。この法律案といしましては、公布の日から施行し、本年四月一日から適用する、このように附則を修正しようとするものであります。

○町村委員長 これにて趣旨説明は終了いたしました。

別に討論の通告もないようでありま

すから、直ちに採決に入ります。本案を修正案通り修正議決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○町村委員長 起立総員。よって、本案は修正案通り修正議決せられました。なお、本案についての委員会報告書の作成等につきましては委員長に御一任下さるようお願いいたします。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○町村委員長 御異議なければ、さよう取り計らいます。

○町村委員長 それでは、これから参事人に対する質疑を許します。猪俣浩三君。

○猪俣委員 これは各参事人の方々から御意見を承わりたいと思うのであります。日本の資本主義制度の発展は、企業組織を複雑強化いたして参りまして、在来の民法の抵当権では律し得ない経済状態が発展して、本法のような立案が行われるようになったと思っております。そこで、企業の独占化に伴います弊害というものは、この担保法案を通じてもやはり心配せられる点があると思います。一、二お尋ねしたいと思ひます。

この担保法案は、今申し上げました民法のいわゆる交換価値、一物の交換価値及び特定の目的物の「特定」の趣旨と全く違ひました新しい試みでありまして、在来の抵当物権の概念から相当逸脱しているものであります。そのにいろいろの問題があるかと思うので、第一に考えられますことは、かよ

うな担保法は社債を発行する株式会社に限られているということになると、ほとんど中小企業には何の恩典もないのじゃなからうか。この法案が成立したことによって中小企業がどういう影響を受けるであろうかということになります。かえって、この担保権設定が容易になったために資本が大企業に集中いたしました。さなきだに金融難に悩んでおります中小企業の方に回されることが少くなるんじゃないかと。つまり、本法と中小企業の金融緩和ということについては、どういふ関係になりましようか、各参事人の御意見を承わりたいと思ひます。

○日高参事人 先ほど石田参事人からお話ございましたように、中小企業金融の疏通は、なかなか意に満たない現状ではございますが、そのよつて来たりますゆえには、資金量が少いということではないかと思ひます。現に、政府機関その他で中小企業金融の疏通をはかつておいでになることを考えあわせると、資金量の多い少いということだけで中小企業金融の疏通が測定されるということではないかと考へるわけでありまして、むしろ、中小企業の企業自体の力、信用力、担保、こういふものが金融疏通の一つの大きなてこになるのではないかと考へておるわけでございます。従いまして、いささか余談に相なりますが、信用保証制度その他の考へ方が行われておりまして、それによって企業自体の力の弱さを補つておるといふのが現状であるかと思ひます。

題と関連を持つて参るとは私は考へません。むしろ、先ほど申し上げましたように、本企業担保は、在来の担保、財団担保と無担保との間に位しまして、その間のギャップを埋めていく性格のものであるかと考へますがゆえに、中小企業金融の疏通に本企業担保制度が直接の関連を持つというふうには考へられないのではないかと存するわけでございます。

○猪俣委員 いま一つの問題は、ただいま経済の立て直しのために金融の引き締めをやつてはいるはずであります。放漫な設備投資のために、神武景気など一ぺんに吹き飛ばして、経済の不況を来たし、入超を来たして、外貨のドルが非常に少くなつた。そこで金融引き締め政策をとつておられるのであります。そういう際にどういふ法案が出来ます。なるほど安直に非常に簡単に担保を設定せられ、社債も相当発行せられると思ひます。大企業に相当の金融をするには非常に妙案でありましようが、現在の日本の経済状態とも勘案しなければならぬのじゃないか。

これは、全国銀行協会連合会の業務部長であります安原米四郎という人が、法律時報に、はやさういふふうなことを書いておられる。もちろんこれはこの法案が昭和二十九年に法務省から発表された当時の所感であります。その当時よりも今日はなお金融問題については考へるべき時期じゃないか。そういう際に、非常に簡単にこういふ企業担保法によって社債がどんどん発行せられるということは、日本の経済状態にマッチするものであるかどうか、その点についての所見を承わりたい。

○原参事人 お答えいたします。これは結局金融業者の立場から申し上げた方がよいのでしようが、今度の問題は、企業が金を要する場合には、担保付財団、工場財団の設定をするということだったので、それにかわつてこの法律による担保の手段によるわけでありまして、従つて、さつきも日高参事人から話がありました。金融業者は、金融の法律でありますから相当慎重にやらなければいけない。というのは、金を借りる方も慎重でなくちゃなりません。貸す方も慎重でなくちゃなりません。担保制度の財団組織にかえるに新しくこの制度をもつたことにより、金融上相当用意周到の金貸しが行われるわけでありまして、そういう意味においては窮屈になる。今お話しのことでは、イーシーな担保だから簡単に金が借りられるだろう、こういうことではあります。これは金に御存じのように、日本の大きな資金のリザーブがござつておられます。むしろ、厳格に総債務者を取りきめていく。ただ、イーシーということでは、登録税はかからなかつたり、または手数も要しなかつたりするのである。その財産の運営について信用のある人、その人の信用を担保にする、あるいは得意先が担保になり、のれんが担保になるということですから、ますますその意味では窮屈な担保になるのではないかと考へておられる。その方面に金が借りられるということ、私は、私はないと思ひます。

それから、もう一つ、これは前の御質問にもございましたが、この制度が一步行われますと、今は社債を根本にしておりましても、将来は借入金

まで及ぼすことができるわけでありませぬ。借りる方も貸す方も両方の側が訓練をいたしまして、いい慣行ができ、これは私たちがそういう心配はないと思っております。今、金を貸しておる金融業者は何となく現在の経済人に一応の不安を持っておる。まだ英国ほど発達していない、成長していないという心配を持っておりますが、法律が一度できますと、これによってワクがずつと広がっていくのじゃないか。やはりほんとうに信用すべき状態であるものもわかるわけでございますから、中小企業までも及ぶ。現在社債という点に債務の種類が限定されておりますが、そういう面に考えが及ぶことで、これが永久に大企業だけとか、あるいは大きな政府企業というだけには考えなくていいのじゃないかと思えます。

○猪俣委員 私どもはしろうとでありまして、実際はわかりませんが、ただ一点心配になることは、この法案によりますと、総財産についての担保が非常に浮動性を持っておりまして、全く在来の物権の確定性というものと全く違った觀念に立っておりますが、そうなりますと、ある銀行なら銀行にある会社がこの企業担保法に基いて総財産を担保に入れたとなると、結局その債務が超過するようになると考えられます。ある甲の銀行にこういふ総財産について担保をつけたとなると、小口の短期の金融につきまして他の乙あるいは丙の銀行から融資するということが非常に困難になるのじゃないか。そこで、企業担保法に基く担保をつけられた特定の銀行とのみ取引をやる、そういう現象が起きてきて、要するに銀行

融資の系列化というものが起つてきませぬか。これは主として独占資本の金融支配ということが現われてくるのであります。それを促進するようになり、出てきませぬか。なぜならば、質権、抵当権を設定いたしましたも、結局総財産に対して押えつけられておるとして、そんな企業担保に入っているような会社に対してはわれわれの銀行では融資ができないというものが起つてくることは必至だと思つておる。そういうことで、短期かつ少額の引取が一つの銀行とのみ行われるという傾向が生じやせぬかどうか。そうして、そういうことが結局金融の系列化として銀行支配を強めることになつて、そこに弊害が生じやせぬか。こういうことに対するお見通しを承わりたい。

○原参考人 これも私から申し上げさせていただきます。これは参考人のどなたからも御説明がございませんでしたが、英国の事情などは、お説のように、やはり系列化とか、そういうことを計画したのではありませんけれども、大体銀行は長期にわたつて、ひどいのは何百年間、同じ銀行の一行で取引しているというふうな形になつておるようです。でありますから、その点で、系列化をわざとせられたり、統制したのであります。けれども、長い間の会社の内容を知つておるといふやうなわけで、自然一つの企業に対して一行または数行でやつておるといふのが英国にはあるようですが、長い間にそういうものができ上つたのだと思つておる。今の御質問につきましては、私、考えますに、そういうやり方も一つのやり方じゃないかと思つておる。すなわち、金融業者はある一つの事業に対

して一行あるか数行であるかが、内容をすつかり知つてどこまでもめんどろを見る、こういう形の場合は、むしろその方がいいのではないかと思つておる。私は、その意味で、金を借りる方が、あまりに銀行さんの御都合、ふところを見て、かけずり回すことはよくないと思つておるわけですが、金融の關係では、今後のこの法律の運用でなく、債権者側、債務者側の見方によつてこれは変つてこようと思つておる。ただいま御心配になつた点は、金を借りる方の側が、一行でめんどろを見てくれるかどうかということを確認して、一行だけにたよるか、あるいは銀行きめておくか、あるいはお説のように、いつでもどこで断られるかもわからぬから数を多くしておくか、これは金を借りる方の側の考え方ではないか。もしそれが、借りるはずではあつたのが急に借りられなくなつた、それでは困るじゃないかということになる場合は、これは債権者あるいは債務者の側の見通し違いとか、相談の誤りである。金融業者並びに経営者としての關係ではかくのごときことがあつてはいいけないわけなんです。でありますから、お説のようにやはり企業を經營していく場合に、債務の総額を使つても、いわゆる総額全体に対して担保が足りなくて、債務の方がオーバーしている状態を金借りるやうなことに持つていくとすれば、何かそのに運営上あと余裕をとつた方法をつけなければ運営者としては不安なんです。から、これは、その場合には、經營する人、債務者になる人、あるいは債権者になる人、金を貸す者の側の考え方は

初めから同じなんで、この法律ができたためにそういうことになる情勢が強くなるということの心配は私はないと思つておる。

○猪俣委員 あなたと議論しても仕方がないのですが、われわれは、資本の集中独占化というものに対しては賛成しない。しかるに、近ごろほとんど銀行というものが相当企業經營にまで乗り出してきておる。そして、マルクスが指摘したような独占資本主義の欠点である金融支配ということが日本に現われてきておる。これはそういうこと、拍車をかけるのではありませんか。そういう心配が私どもにはある。そこで、そういう心配がないとおっしゃれば、そういう心配が私どもにはある。なお、総財産を担保に入れて、もしそれが売却できないときには究極においては、競売その他で処理されるわけでありませぬ。そうすると、結局實際問題としては金融をやつた銀行の管理ということが非常にたくさんになつてくるのではなからうか。銀行がある会社を乗取るにはまことにこれは便利である法律措置になるのではなからうか。銀行に限らず、何かそこにある会社の乗り取りを計画するような者は、まずこの総財産について担保権を設定しておく、そうしてその法の実行として完全に乗り取る、こういう銀行その他の会社を乗り取りに、あるいは銀行その他が企業そのものを自分の支配下に置くに非常にも便利な法案と化すおそれがあるのではなからうか。粒々辛苦いたしまして、これから大いに発展させようと思つておりましたも、資金が必要であるか、あるいは何らかのことで社債を発行しても、完全にそれが履行できな

いとということになると、総財産ぐるみ取られてしまふ。ことに、法務省の二十九年度の試案のようにのれんとか営業権というものが目的物にはなつておりませぬけれども、結局において、そしてまた政府委員の答弁では、そういうものを入れなくても、総財産を処分できるなら、結局のれんなどというものはくつておるのだ、こういう御答弁になつておる。そして、あると、この企業担保によりまして、ある会社を乗取るにはまことに便利だ、法律が助成してくるというふうな形になるのじゃないか。要するに、独占形態がだんだん大企業中心に転化していき、それを助長するような法案ではなからうかという心配があるわけでありませぬ。それについての御感想を承わりたいと思つておる。

○日高参考人 お答えを申し上げます。御質問のように総財産を担保に提供したわけでございますが、これは、担保の実行の時期はどういうときであるかというのを御説明申し上げます。お答えになるかと考へるわけでありませぬ。社債につきまして元利払いというふうなものができない、あるいはその他の特約事項を履行しないといったようなことが起りましたときに、社債権者集会の決議に基きまして担保の実行というやうなことの取り運びに相なるかと存するわけでありませぬ。金融機関と申しますものはきわめて脆弱なものでございまして、担保の實行をいたす段階と申しますことは、企業自体が非常にまづなつて、その經營が混乱を来たすといつたぎりぎりのところでないか、今申し上げましたやうな実行の段階には入らないと思つ

ておる。

わけでありませぬ。従いまして、そのよ
うに混乱を来たし、また力の弱まった
ものに乗っ取つてみようという考え方
にはなかなかなりにくいのではないだ
ろうかというふうに思うわけでありま
す。また、そのような考え方がもしあ
りといひますならば、企業担保の制
度によらねども、現行の財団担保
におきましても同じようなことが申せ
るのではないかと。現在行われておりま
する財団担保は、そのほとんどが工場
設備その他の全部をあげて財団を作つ
ておる。ただ、たなおろしの資産でこ
ざいますとか、短期資金でございま
すとか、そういったものは御案内のよ
うに財団の担保の中には含まれません。
しかし、それを除きましては、有形資
産は全部財団の中に入れておるが通
例でございませぬので、財団担保にお
きまして、もしもそういう意図をも
つて働きかけるといふことでござい
ますれば、できないことはない。そう
いう意味では、企業担保であるがゆえ
によりそういうことが行いやすいとい
うことには相ならないのではないかと
いうふうに考へます。

○猪俣委員 特殊の大企業だけを目当
てにするように思われるのですが、そ
うなれば、現在富士製鉄や八幡に行わ
れておられますゼネラル・モーゲージ
という制度を拡張していけば、それで
いいんじゃないか。もしこれを一
般の会社ということになれば、中小企
業の会社にうのおいをもたさなければ
ならぬ。そういう制度にしなければ
ならぬ。中小企業のことについては石
田さんが見えになってからまたお尋
ねしたいと思うのですが、社債とい
うことに限らず、二十九年に法務省で発

表されたものは、社債その他政令に定
むる債務となつておつた。その政令に
定むる債務というものをとつたこと
が、それがけつこうであつたと日高
さんはおっしゃるのであるが、しかし、
そのかわり、社債を発行するような会
社に限られてしまふことに相なる。中
小企業までも及ぼすことなるならば、
やはり政府のものとの原案にあつたよ
うな、政令に定むる債務というよ
うな、までも被担保債権にしませぬら
ば、中小企業は全部ここからはみ出
してしまつて、何の恩恵も受けないとい
ふことになるのであります。それです
かどうせ社債というよな大企業だけ
を目的とするならば、今のこのゼネ
モといわれる制度を拡張すればいいん
じゃないか、これも思われるのですが、
それらの諸点について承わりたい。

○日高参考人 ゼネラル・モーゲージ
の拡張のお話でございます。いま申し
ました、御案内のように、ゼネラル・モ
ーゲージと申しますものは、特別の法律
によりまして、特殊の債権者に対して
会社の総財産について優先的支払いを
受け得る担保制度であると承知をいた
しております。

千葉銀行問題の事件に弁護士として関
係しておりますが、相当目に余ること
をやつておる。その他金融機関の不正
融資といふことが相当私の耳に入つて
おるのであります。そこで、銀行もほ
んどにその營業本位に堅固におか
えになればいいけれども、結局、その
首脳部の間にいかかわしい人物が
おると、それと会社か何かを持つて
ますと、やはりいかにわしい人物と結
合して、どうもこの総財産を担保に
するといふようなことから簡単に融
資して、そうしていわゆる不正融資が
できるようなことがありはせぬか、こ
ういふことに対してどういふ御感想
があるか。さういふ心配は絶対にない
だといふことになりませぬか。という
は、いやこれは大企業だけじゃなく
中小企業にも株式会社となつておると
すればいいんだといふことになると、
中小企業だつて社債を発行する、そ
うしてある銀行の頭取なり専務と結託
して担保をつけるというやうなことが
起るのではないかと申します。そうい
ふ心配がないものであるか、あるのか。
この法律ができて後、私も実務上
実はわからぬので、あまりに不正融資
の問題が耳に入りますので、それを助
長するような法案になつてはならぬと
考へます。それについての御意見を承
わりたい。

○猪俣委員 これは今度逆の方向にな
るかも存じませんが、近來われわれの
目には銀行の不正融資といふことが非
常に目立つてきました。今隣りの部屋
では千葉銀行問題をやつておる。私も

で、そういう人たちが巧みに打ち合せ
をとつてやろよとなされるならば、あ
えて企業担保だけの問題ではないとい
うふうには私に考へておられます。
○猪俣委員 これは、人さへ殺せるん
ですから、やろよと思へば何でもやれ
る。合法的な目を装うて、やりやすく
なりましたあつせん取崩罪は、不正な行
をやらなければ処罰できない。法律に
基いてやつたといふことになれば、み
な不正じゃないと弁解ができるわけ
です。法律がなければ、これはちよつと
背任とか問題だといふことになる。総
財産を担保に入れるとは何事だとい
ふこととなるのですが、法律に基いて
やつたとなれば、あつせん取崩罪の政
府の今度通りました法案では、これは
処罰できない。

○日高参考人 お答えを申し上げる資
格がないかと思ひますが、あえて申し
上げます。ただいまのお話は、法律自
体の問題ではございませぬで、運用の
問題ではないかと考へるわけござい
ます。お話のように、生き馬の目を抜
くよやうな人間がたくさんおられます

れはおもしろい見方があるござい
まして、これは私銀行側の建前のこと
を申し上げますけれども、今まで銀行
側で抵当権を財団に設定したものが現
在では八千幾つあつて、そのうちで、
それを差し押えたりあるいは競売実
行の手続をしたものが四百幾つあつ
て、實際に行なつたのは二十七、八か
三十足らずといふものが法務省から示
されておる数字でございます。銀行の
立場から言へば、銀行が担保に取つた
ものは、ほんとうは換価しやすいいも
のでなくてならぬ、こういうことな
のです。処分の方から言つて、一ペんに
処分ができて、一つのグループで完
る、そうしてまた、それを買い取つた
人たちがばらばらでなく運営するとい
うことも便利なこともあるのです。今
あなたの御心配になつておる点は、今
度は私の方の企業家の立場、あるいは
経営者の立場から、そういうことにな
つては困るじゃないか、どんでん売
られてしまふじゃないか、こういう御
心配があるのですが、この方は、債務
者の方には今のやうな情勢でいけば不
利なのです。しかし、債務者は目標を
きめて金を借りて仕事をすると、こ
うに相なつておられますから、これは成
功する方が多くて、不成功の場合が今
申し上げたやうに非常に少いのです。
ね。あるいは見込み違いとか、あるい
は経営の方針が非常にまちがひだとか
いうやうなことから、これは八千の場
合に三十足らず、二十八、九くらいが
処分されて実行されてしまつておるの
ですが、そんなふうには、金を借りて成
功する方が多いといふふうになつてお
るわけでありませぬから、そういう不幸
な目にあつたことを想像して、そう

○原参考人 百戦錬磨でもありません
が、この企業担保は、先ほど申し上げ
ました通り、産業界では大いに希望し
ておると申し上げておるのですが、こ

の特別決議が現在の商法で必要であり
ますが、政府の答弁のように、全財産
が移ればのれんも移るのだ、営業権も
全部移るのだ、随伴するのだというよ
うなことになるならば、そういう
ものを、今の商法の規定と全く違っ
て、そういう手続を経ないでやって
いって、一体これでいいかどうか。学
問的に考へておいてどうでございま
しょうか。

○大野参考人 商法二百九十六条の規
定であります。社債の発行について
は取締役会でやっていられる「会社ハ
取締役会ノ決議ニ依リ社債ヲ募集スル
コトヲ得」というこの規定でございま
して、二百四十五条等を見ますと、経
営の委任、営業の全部または重要な一
部の譲渡について、総会の特別決議に
よるといふ商法の建前になっておるの
でございませうけれども、私も、これ
を業務執行の重要なものとして、
取締役会でおやりになりましたも、
十分経営の全盤を把握しておる方たち
の会議体で決せられるならば、それで
もいいと考へておるのです。ただ、影
響するところは、最悪の場合を考へま
すと、営業譲渡と同じような、強制的
に権利を停止して、競売のときも考へ
ておるのでありますので、最悪の場合
を考へますと、株主総会の権限にした
方がよいと思つておるのですが、大
体、企業担保という場合において、最
悪の場合を考へるといふこと自体が不
愉快なことなのであります。そうあり
たいか、こう解釈して参りますと、取締
役会の決議事項とされて一向差しか
えないと思つておるのです。ただ、二百九
六条の関係で、どこかでそれはつき

りうたわれた方がいよいよには私に考へ
ておるわけです。

○猪俣委員 実質は、全部見ますと、非
常に簡単に担保金融ができる。これは
いいことかも知れませんが、そこに私
どもの心配する資本の集中の悪傾向が
起る。しかもそれが、株主総会の三分
の二というふうな嚴重な制約もなし
に、取締役会といつても、やっぱり頭
取とか専務とかいふ実力者、常勤が支
配してしまふでしようが、そういう者
によつてこれがいとも簡単にやられる
といふことになりまして、どうも千葉
銀行の古庄氏みたいなのが頭取をやつ
ておると、とても危ないと思つてお
る。そこで、実は、その心配がいささ
かこの法案の規定の中にあるのではな
かるか、こう思つておる。政府への質
問になると思つておる。私はこれで
質問を終ります。

○町村委員 長井源君。
○長井委員 簡単に答へを二、三願
いたしたいと思います。
実際問題として、いかがでございま
しょう。この企業担保権を金融業者の
方で取りましても、こういう浮動担保
でありまして、別に工場財担担保な
り特定財産の担保を取るといふよう
に、実際はそういうことになるよう
なことはありませぬでしようか。日高
さんいかがでございませうか。

○日高参考人 見通しの問題になりま
すので、大へんお答へがむずかしいの
でございませうが、先ほども申し上げ
ましたように、社債につきましても企業担
保がつけられましたときには、社債権
者を侵さないといふ考へ方から、自余
の貸付、融資その他につきましても特

担保をつけて参るといふことは行われ
ないだらうと思つておる。企業の信用程
度が低いといふようなことになりませ
う。そのようなときに特定担保をつけ
なければ金融の道がはかられないとい
ふたような困難が出てくるという
ことは、何か予言できるような感じが
いたしますが、そこら辺になりませ
う。見通しの問題になりますので、
はつきり申し上げかねるのでありま
す。

○長井委員 そういふことになりませ
う。今お話のありましたように、きわ
めて信用度の高い、きわめて限られた
ものになると思つておる。もし実業
界にこういうふうな担保制度が非常に
要望されておるといふならば、なるほ
ど今後の実績を見た上のことになるか
もしれませんが、もう少し広げてやる
といふようなことにはなるのではない
か、こう思つておる。実際、金を貸す
方は、ただいまお話のありましたよう
に、きわめて慎重にお貸しになります
から、この点についてはあまりに適用
範囲が狭いのではないかと思つてお
るので、一応見直しをお聞きしたわけ
であります。

これは社債だけということに限られ
たわけでございますが、これを一般債
権、長期の貸付等に広げていった方が
いいのではないかと考へられます。現
在の段階では、日本の経済界の基盤等
も考慮して、そこまでもいかないよう
な答を政府はいたしておるのであり
ますが、これを一般長期債権にまで
やつていったらどうかといふことにつ
いて、原さん、いかがでございましょ
う。

にもこれが援用できる事態の早く来た
らんことを希望してございませう。借入金
の面まで進めたいと思つてございま
す。やはり新しくできます法律に債権
者側、金融業者側も相当不安を持つて
いらつしやいます。われわれ集まつて
おる数人では、こういう問題にいつも
債務者側の不履行とかあるいは不始末
といふことは考へてもみないことであ
りますが、金融業者の心配はごもつと
もな点があります。一応この法律がで
きましたら、早く運用の面においてい
いものができ、ある程度まで経済人
としての考へ方がはつきり債権、債務者
側にもわかるような条件に持つていき
たい。法律を作りませぬと、そういうこ
とに對する心組みなり、運用面から来
るいろいろの欠点、長所がわかりませ
んから、追つてそういうふうになるこ
とを希望してございませう。

○長井委員 石田さん、いろいろと中
小企業でお骨折りをあつかつておるよ
うでございませうが、この問題は中小企
業に今のところでは重要な關係がない
ように思つておる。先刻の話では、こ
の法案の成立を非常に御希望になつて
おいでになる。この法案の実施状況
かんによつて中小企業にも及ぼした
こういふ御意見でございませうか。

○石田参考人 私、さつきそのことも
申し上げたのでございませう。実は、日
高参考人から、中小企業に金を貸すこ
とについては、現在の情勢ではむしろ
中小企業者の側に問題がある、信用度
が低いとか、その他いろいろの問題が
あるといふお話で、まことにごもつと
もだと思つておる。しかし、こ
の問題は、実は、われわれ中小企業者
側からしますと、いろいろな点で考へ

させられるものがあるといふことは、
戦後十数年の今日においても中小企業
者は生産性が非常に低い。極端な例で
は三七、八割といふ例がある。そのた
めに貸金も三〇%ないし四〇%とい
うような低い例があるのではありません。
これは最低貸金の問題でも取り上げら
れておるのであります。こうなつた原因
は、果して戦前もそうであつたかとい
うと、これは違つたのであります。やは
り、戦後十数年の間に、日本が輸出を
やらなければならぬために基幹産業
を育成するといふ大きな命題があつ
て、全部の力を日本の基幹産業であ
る大企業に注いだ。そして、どうやら十
分ではないまでも世界の市場で競争が
できるよりのなつた。中小企業はこの
間置き去りにされて、わずかに一年
のうちによりやくやくと助成の手を
差し伸べられてきた。このために、戦
前はやはりひどいといふ申しながらも貸
金の格差は三割くらいしかなかつた。
極端な例でも、大企業を一〇〇%とし
すれば六割、それが三〇%といふひ
どい差になつたのはそういう原因があ
る。それから、敗戦の当時において
は、財産税といふような形で、中小企
業者は持つておるものをほとんど持
ていかれてしまつて、そうして企業を
維持するのが精一ぱいだ、こういう点
から来たので、日高参考人の御意見は
もつともであります。そういふ原因
を考へていたつたので、今後あなた
か因を考へて見たいと思つてござい
ます。その点からすると、私ども
は、この企業担保法が将来中小企業に
も適用されるよりのなつたと思つて
おる。これは生きておる企業
の姿をそのまま担保の対象にするのであ

させられるものがあるといふことは、
戦後十数年の今日においても中小企業
者は生産性が非常に低い。極端な例で
は三七、八割といふ例がある。そのた
めに貸金も三〇%ないし四〇%とい
うような低い例があるのではありません。
これは最低貸金の問題でも取り上げら
れておるのであります。こうなつた原因
は、果して戦前もそうであつたかとい
うと、これは違つたのであります。やは
り、戦後十数年の間に、日本が輸出を
やらなければならぬために基幹産業
を育成するといふ大きな命題があつ
て、全部の力を日本の基幹産業であ
る大企業に注いだ。そして、どうやら十
分ではないまでも世界の市場で競争が
できるよりのなつた。中小企業はこの
間置き去りにされて、わずかに一年
のうちによりやくやくと助成の手を
差し伸べられてきた。このために、戦
前はやはりひどいといふ申しながらも貸
金の格差は三割くらいしかなかつた。
極端な例でも、大企業を一〇〇%とし
すれば六割、それが三〇%といふひ
どい差になつたのはそういう原因があ
る。それから、敗戦の当時において
は、財産税といふような形で、中小企
業者は持つておるものをほとんど持
ていかれてしまつて、そうして企業を
維持するのが精一ぱいだ、こういう点
から来たので、日高参考人の御意見は
もつともであります。そういふ原因
を考へて見たいと思つてござい
ます。その点からすると、私ども
は、この企業担保法が将来中小企業に
も適用されるよりのなつたと思つて
おる。これは生きておる企業
の姿をそのまま担保の対象にするのであ

させられるものがあるといふことは、
戦後十数年の今日においても中小企業
者は生産性が非常に低い。極端な例で
は三七、八割といふ例がある。そのた
めに貸金も三〇%ないし四〇%とい
うような低い例があるのではありません。
これは最低貸金の問題でも取り上げら
れておるのであります。こうなつた原因
は、果して戦前もそうであつたかとい
うと、これは違つたのであります。やは
り、戦後十数年の間に、日本が輸出を
やらなければならぬために基幹産業
を育成するといふ大きな命題があつ
て、全部の力を日本の基幹産業であ
る大企業に注いだ。そして、どうやら十
分ではないまでも世界の市場で競争が
できるよりのなつた。中小企業はこの
間置き去りにされて、わずかに一年
のうちによりやくやくと助成の手を
差し伸べられてきた。このために、戦
前はやはりひどいといふ申しながらも貸
金の格差は三割くらいしかなかつた。
極端な例でも、大企業を一〇〇%とし
すれば六割、それが三〇%といふひ
どい差になつたのはそういう原因があ
る。それから、敗戦の当時において
は、財産税といふような形で、中小企
業者は持つておるものをほとんど持
ていかれてしまつて、そうして企業を
維持するのが精一ぱいだ、こういう点
から来たので、日高参考人の御意見は
もつともであります。そういふ原因
を考へて見たいと思つてござい
ます。その点からすると、私ども
は、この企業担保法が将来中小企業に
も適用されるよりのなつたと思つて
おる。これは生きておる企業
の姿をそのまま担保の対象にするのであ

ります。中小企業は、物件その他といふよりも、むしろやはりその中心になる人の問題、経営者の問題が主体、それが土台になると思っています。むしろこのように力を入れていただかないと、物件担保だけではお金を拝借しにくいのであります。そんな点から、私は、このような、フローディング・チャージという形でありますが、イギリス式の信用を土台とした担保の方法は、むしろわれわれ中小企業者こそ望ましいと思つております。ただ、望ましくはあるけれども、現実にお金を拝借する場合に、中小企業金融公庫もあるというお話であります。これも三千万が最高限度です。三千万と申しますと、戦前の指数から申せばせいせい五万円から十万円の間であります。このような額しか最高でもない。今日の中小企業、ことに中規模企業では、この資金量では足りない。一カ月三千万ないし四千万の生産をやつて売買しておる中小企業がたくさんございます。こういう点でもまだまだ問題がずいぶんあるのじゃないか。ただし、今申し上げたように、企業ののれん、技術、信用あるいは経営者の経営力というようなものを中心とするところの中小企業にとつては、今回の社債を中心としたところの担保法を土台としまして、将来中小企業にも適用されるという姿がぜひ望ましい。そのためにはやはり試みの期間が要るのではないか。そんな点から、まずさしあたり大企業に試み、社債というものを対象にしてやつていただく。この点から企業に十分信用が置けるといふ形が出ましたならば、いろいろ中小企業にも及ぼしていただき

たい。その場合には、あくまでもこれは公正な銀行その他の金融機関を対象とするものであつて、高利その他の個人的な金融機関を対象とするものではないので、それらの機関も十分資金を出せるような形をぜひとつていただくようにお願いしたい、このように考へておるので、私はむしろそういう前提でこの法案の成立を中小企業者の立場から望んだわけでございます。

○長井委員 私どもは中小企業の日本産業における重要性を認めておりますし、しかもまた、現状において中小企業の金融こそほんとうは願つておるというわけでありますので、堅実な経営をしておりますいわゆる信用ある中小企業者に対しては、ここに提案されておられますような法制も考へてみなければならぬといふふうに考へておるよくなわけでございます。業者の方にいかれましたも、いろいろな点に關して私どもの方にこれに引き続くような法案の基礎をいろいろ御考へ願つてお示し願ひたい、こう考へておりますので、よろしく願ひます。

今度出ておりますこの法案には、御承知の通り、特別の先取特権、質権、抵当権は、あとからつけましてもこれは優先するということになっておりますが、こういうことになりましたと、今も猪俣君のお話がありました。信用ある実業家は別でございますけれども、日本の経済基盤はまだまだ動搖をいたしておりますから、企業担保で金を借りておいて、中身を抜いてしまふ、簡単に言えばそういう方法もできないことはないようなことが予測されますが、もし財産を担保として金融を受けるという場合には、企業担

保権者の同意を得る、承認を得るといふふうにした方が手がないのではないかと思ひます。この点に關しまして、實際問題で原さんいかがでしょうか。

○原参考人 これは私どもも常識的にいろいろ考へたわけなんですけれども、この企業担保は、物権であるか、債権であるか、ちよつとわからぬようなものでありますから、こういうものでやはり債権的特約を債権者と債務者との間に取り結んでいただいて、こゝういふ種類の重要財産を処分するときには了解を得るといふことはできるのじゃないかと思ひます。それが不履行であれば追及ができませんから、救済の方法とかそういうことが心配になるとか、そんなことをするかもしれないといふ債務者であれば、そういうことによつて債権者が今の勝手な抜き売り確保あるいは営業権の一部譲渡などを押さへることができないのではないかと、こゝういふふうに思ひます。

○長井委員 登記をいたしますときに特約を登記に現わしておいたらどうかと思ひますが、そういう場合に、實際に不都合がございませうか。いかがでしょうか。

○原参考人 これは、登記をしない、債権契約の公正証書でやるという程度で、これは、株式会社登記簿に記載する、やはり信用に關係しますが、しかし、これは当事者の考へ方でございますね。工場財団を設定して、そして登記をする場合もあります。しかし、あまりそれが多くなりません。個々の財産はできません。債権契約ですから、登記をしない方が信用には影響しませんけれども、債務者としてはそれを希望するだらうと思ひます。

○長井委員 先刻話が出ておりましたのれんの問題ですが、企業担保となり、営業権といふものになりなすのり、営業権といふものが別に遊離をしておるといふか別個になつておつて、ただ有体財産のみ処分するということがなると、實際実行しようとなつては好ましくないことでありませうけれども、そういう場合に、営業権だけ残つてしまふといふようなことになると、担保の内容がきわめて弱くなると思ひますが、日高さん、いかがでしょうか。たとえば三越なら三越といふ大きな企業を担保にするといふ場合に、三越の建物やその他はみな処分の対象になるけれども、三越といふ名はそのまま営業は存続するといふことになりませうと、きわめて弱くなると思ひます。それは金融される方の側になつたら特に注意されることになると思ひますが、いかがでしょうか。

○日高参考人 御質問が法律的でございますので、非常にお答えがむずかしいのでございますが、私どもの實際的な考へ方を申し上げますと、今お話しのようなきには、三越と申しまする商標なり営業権なり、こゝういふものが一緒に総財産として移つていくのだ、こゝういふふうに考へております。

○長井委員 その点は、実は提案者の政府の方では、そういうものは入らないと言つておるのでございますが、これはほかの法律の關係もございませうとちよつと複雑でございますけれども、金融業者としては今お話しのような御意見向はあるだらう、こゝう想像しておるわけでございます。

これは対抗要件主義から来るわけでございますけれども、登記をいたしました上で、あとから担保権をつけた場合にそれが優先する、こゝういふことは登記の公示力その他でちよつと今までの考へ方と混淆を来たしてくるのでございませうか、お教へ願ひたい。

○大野参考人 つまり、排他性のない物権を認めるということになるのですから、物権としてはきわめて風変わりな物権といふことになつてくるかと思ひます。しかし、それが浮動担保の浮動担保たる点のじゃないかと私思ふのでございませうか、それが廃業とか解散とか何とかいふことで固定した場合に、やはり本来の物権の姿を回復してくるわけでございますから、もつとも優劣はございませうけれども、やはり浮動担保といふものを採用する以上は、そういう力の弱い、排他性のきわめて薄弱な物権を認める必要があるのじゃないかと思ひます。

○長井委員 社会的情勢からこゝういふ必要があるのじゃないかといふふうに受け取れますが、今までの法律のうちでこゝういふような種類のものが何かございませうか。私どもも不勉強でございますので、もしお気づきでございましたら……。

○大野参考人 それは、ないと思ひます。ただ理由なく質権、抵当権を設定して……しかも、相当大きなものになつておると思ひますから、一つの機械にしましても何億圓といふものを抵当権の設定をするといふような場合を考へてみますと、やはり企業としてはそれを踏み台にして飛躍してこゝう、こゝうして収益をあげてこゝうといふことで金融

午後零時三十九分散会

〔参照〕

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第八一号）に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

をつけているのだらうと思えますが、それらを助長してやりますと、浮動担保を認めた趣旨というものが、やはりそがれてくるというふうに考えるのです。それで金融を受けた対価が入って参ります。その対価はやはり総財産に入って参るわけでありませうか、形は多少変わって参りますし、物権というものからいきますと、きわめて物権的な力の薄弱な権利でありませうが、最後の段階にいけば本来の姿を取り戻すというような考え方で、やはり物権的な性質というものは与えられているように私は思うわけでありませう。

○長井委員 それは将来勉強してみなければならぬ問題で、日本の担保なり物権の得喪変更等に関する登記の制度、そういうものとの間に一つの新しい考え方が入って参ると思えます。なお、この問題は将来に影響を残すと考えておりますので、いろいろ御教示をお願いしたいと思います。

会社更生との関係はいかがになりますでしょうか。破産状態に立ち至りましたような場合は別でございますけれども、会社更生法によりまして実行直前に更生するというような場合には、企業担保法としては更生会社に移行するというふうなことになるでしょうか。この節はいかがでございますか。

○大野参考人 ちょっと私わかりませぬ。

○町村委員長 それでは、これで質疑は終了いたしました。

参考人各位には御多忙中きわめて長時間にわたり委員会の審議に御協力下さいまして、まことにありがとうございます。本日はこれにて散会いたします。

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局